

「リスク管理型の水の安定供給に向けた水資源開発基本計画のあり方について」答申(案)に対する意見への見解・対応

番号	答申案に対する意見	国土審議会水資源開発分科会としての見解・対応
意見に対する対応(修正・追記)		
1	水供給の安全度は、地方公共団体等が地域の実情を踏まえて決定し、フルプランに反映すべきとの意見	<p>いただいたご意見を踏まえ、8ページ32行目に以下の記述を追加しました。</p> <p>・新たなフルプランでは、<u>地方公共団体等の意見を踏まえるとともに、現行フルプランの供給目標である「地域の実情に即して安定的な水利用を可能にする」ための取組をより一層推進する必要がある。</u></p>
2	水道法の目的の一つである「低廉な水の供給」という概念が欠けているとの意見	<p>いただいたご意見を踏まえ、8ページ33行目に以下の記述を追加しました。</p> <p>・新たなフルプランでは、<u>水供給のコスト低減に留意しながら、現行フルプランの供給目標である「地域の実情に即して安定的な水利用を可能にする」ための取組をより一層推進する必要がある。</u></p> <p>また、14ページ4行目について、下記のとおり、修正・追記しました。</p> <p>・<u>「水の有効活用を図るため、施設の重要性、経済効率性等の地域の実情を鑑みながら、既存施設の適切な維持管理や長寿命化対策等を計画的に推進し、水供給施設が良好に機能する状態を保つち、必要な水を安定的に供給する必要がある。」</u></p>
3	大規模災害等の危機時に備えて冗長性を高める対策(送水管路の二重化、連絡管の整備等)について、維持管理負担を次世代に負わせることから人口減少下においては適切ではない、あるいは重要性に応じて優先順位を付けて整備すべきであるとの意見	<p>いただいたご意見を踏まえ、11ページ23行目について、以下のように記述を修正・追加しました。</p> <p>・各水資源開発水系の実情を踏まえるとともに<u>ながら、施設の重要性に応じて、下記に例示する各種施策を組み合わせて効果的な施策の展開を検討するよう留意する必要がある。</u></p>
4	地下水及び雨水・再生水の代替水資源としての利用を計画するにあたっては、これまでの導入事例等を研究・反映すべきであるとの意見	<p>いただいたご意見を踏まえ、12ページ34行目に以下の記述を追加しました。</p> <p>・これまでの導入事例を参考にするとともに、地域の実情及び技術の進展に応じて、地下水及び雨水・再生水の利用の可能性を検討することが重要である。</p>

番号	答申案に対する意見	国土審議会水資源開発分科会としての見解・対応
5	水が当たり前に使える時代だからこそ水資源開発施設のストック効果を積極的に情報発信すべきとの意見	<p>いただいたご意見を踏まえ、14ページ3行目に以下の記述を追記しました。</p> <p>・水の有効利用を図るため、施設のストック効果に関する情報発信に努めながらともに、施設の重要性、経済効率性等の地域の実情を鑑みながら、既存施設の適切な維持管理や長寿命化対策等を計画的に推進し、水供給施設が良好に機能する状態を保ち、必要な水を安定的に供給する必要がある。</p>
6	実際の運用における水供給の安全度と計画上の安全度が必ずしも一致しないことについて、説明がわかりにくい、また改善の方向性を示すべきとの意見	<p>いただいたご意見を踏まえ、7ページ33行目について、以下のように記述を修正・追加しました。</p> <p>・結果的に予測したよりも降水量が多く取水制限等の必要が無かったという場合や、その逆に予測したよりも降水量が少なく水源の枯渇に至る場合もある。そのような場合には、計算上の供給可能量の全てを利用できることにはならないため、そのため、実際の運用における水供給の安全度は、必ずしも計画上の安全度を一致しているとは言えない。</p> <p>また、以上の認識を踏まえて、新たなフルプランでは、起こりえる渴水のリスクを幅広に想定して水需給バランスを総合的に評価するとともに、ソフト対策を含めて必要な対応策を検討する必要があると考えており、</p> <p>9ページ2行目において、「リスク管理型の水の安定供給の実現に向けて、起こりえる渴水のリスクを幅広に想定して対応策を検討する必要があるため、新たなフルプランにおいては、需要と供給の両面に存在する不確定要素を考慮して需要量見込みと供給可能量を示し、水需給バランスを総合的に評価するとともに、水需給バランスについては定期的に点検を行い、対応策の見直しに反映する必要がある」</p> <p>15ページ19行目において、「水の安定供給に向けたリスク管理のため、従来の「水需給バランスの確保」に加えて「渴水リスクへの対応」の視点からも検討を行うことが重要である。そのため、予め変動幅を考慮して需要予測を行うとともに、供給可能量については「10箇年第一位相当の渴水年」に加えて「既往最大級の渴水年」についても点検するなど、起こりえる渴水リスクを幅広に想定して水需給バランスを評価する必要がある」</p> <p>11ページ11行目において、「水資源を巡る様々なリスクや不確実性に対して柔軟・臨機かつ包括的に対応して水供給の全体システムとしての機能を確保していくために、新たなフルプランにおいては、危機時だけではなく平常時における水利への対応も通じて、既存施設の徹底活用によるハード対策と合わせて必要なソフト対策を一体的に推進する必要がある」</p> <p>旨を記述しているところです。</p>

番号	答申案に対する意見	国土審議会水資源開発分科会としての見解・対応
意見に対する見解(制度)		
7	都市用水の需要が減少して水余りが進行する時代においてフルプランの役割は終わっており、水資源開発促進法とともに廃止すべきとの意見	<p>水資源開発水系では、予定した開発水量の確保がおおむね達成される見通しとなる一方で、近年、大規模災害等に対する水インフラの脆弱性など、新たなリスクや課題が顕在化しています。</p> <p>そのため、平成27年3月の答申「新たな水資源政策のあり方について」では、需要主導型の水資源開発の促進からリスク管理型の水の安定供給へ、水資源政策の進化を図るべきと提言したところです。</p> <p>現在、水資源開発水系では、全国の都市用水の約5割が使用されており、水の安定供給は引き続き重要な課題です。また、一部の施設は整備中であり、依然として不安定取水が残っている地域が存在しているとともに、完成した施設の老朽化対策や耐震対策などの改築事業も必要です。</p> <p>これらの状況を踏まえ、今後、フルプランの抜本的な見直しを行い、水資源開発水系においてリスク管理型の水の安定供給の実現を目指していくことが必要と考えています。</p> <p>なお、水資源開発促進法は「…用水を必要とする地域に対する水の供給を確保するため、…(中略)… 河川の水系における水資源の総合的な開発及び利用の合理化の促進を図り、もって国民経済の成長と国民生活の向上に寄与すること」(同法第1条)を目的とし、水資源開発水系における水資源の総合的な開発及び利用の合理化の基本となるべき計画としてフルプランを策定することとしていることから、フルプランの見直しを通じてリスク管理型の水の安定供給を実現し、もって国民生活や社会経済活動の安全・安心を確保することは、水資源開発促進法に基づく要請であると考えます。</p>
8	現行フルプランにおける需要の見通し及び供給の目標の目途とする年度を過ぎているにも関わらず水資源開発事業が推進されているのは適切ではないとの意見	<p>水資源開発水系においてリスク管理型の水の安定供給を実現するために、今後、各水系のフルプランを速やかに策定していく必要があると考えており、</p> <p>20ページ3行目において、「今後、各水系におけるフルプランの見直しに向けて、本答申を基本とした議論が速やかに開始され、リスク管理型の水の安定供給の実現に向けた積極的な取組が推進されることを希望する。また、新たなフルプランが策定された後においても、水の需要と供給を巡る状況に変化が生じた場合には、フルプランの改訂に向けた検討が適時に行われることを期待する。」</p> <p>旨を記述しているところです。</p>

番号	答申案に対する意見	国土審議会水資源開発分科会としての見解・対応
9	次期フルプランに「定量的な供給目標量」を記載しないことは、水資源開発促進法に違反しているとの意見	<p>水資源開発促進法第5条の規定に基づきフルプランには「水の用途別の需要の見とおし及び供給の目標」を記載することとされていますが、供給の目標を定量的に示すことは求められておりません。</p> <p>水系全体で見れば水需給バランスがおおむね確保されつつある現状を踏まえると、次期フルプランにおいて「定量的な供給目標量」を設定する意義は薄いと考えておりますが、現行フルプランにおいても定量的な供給目標量は記載しておらず、「地域の実情に即して安定的な水の利用を可能にすること」を供給の目標として記述しています。</p> <p>現行フルプランの策定にあたっては、水資源開発促進法に基づいて所定の手続きが行われ、閣議の決定を経たうえで、国土交通大臣によって計画が決定されています。</p>
10	水需給の安全度は開発水量に応じた水利権が認められて初めて達成できるものであり、水需要ではなく開発水量に応じて水利権を付与すべきであるとの意見	<p>河川法第23条に基づく流水の占用は、ある特定目的のために、公共用物たる河川の流水を排他的・継続的に使用するものであり、河川の流水を占用をしようとする者は、その目的を達成するのに必要な限度において、許可を受けて水利使用を行うことになるものと考えます。</p>
11	既存施設の徹底活用を図るために、需要期と非需要期において水利権量を変動させる期別取水等を認めるべきとの意見	<p>現時点において、必要水量について審査を行い、期別に取水量を定めた水利権が許可されているものと考えます。</p>
12	(特に外国人に対して)水源地を売るべきではないとの意見	<p>いただいたご意見については、今後、参考となる場合があると考えております。</p>

番号	答申案に対する意見	国土審議会水資源開発分科会としての見解・対応
意見に対する見解(計画)		
13	ウォータープラン21が総括されていないとの意見	<p>本答申は、水資源開発基本計画のあり方について記述しているものです。</p> <p>そのため、7ページに水資源開発水系についての現状認識を記述するとともに、2ページ1行目において、「水資源開発水系において引き続き水資源政策を進めていくためには、水需給の状況についての検証を踏まえた新たな計画の策定が必要となっている」旨を記述しているところです。</p> <p>なお、「新しい全国総合水資源計画(ウォータープラン21)」に関しては、平成27年3月にまとめた答申「今後の水資源政策のあり方について」及び新たなフルプランの策定に向けた今般の検討状況を踏まえて、見直しも含めて検討していくことが重要であり、その見直しの際に総括されるものと考えていることから、</p> <p>20ページ8行目において、「本答申で述べた様々な提言が、今後、水資源開発水系にとどまらず、全国を対象とした水資源政策に広く反映されることを期待する」</p> <p>旨を記述しているところです。</p>
14	現行フルプランの総括をしてから次のフルプランを作るべきとの意見	<p>各水系において新たなフルプランを策定するにあたっては、現行フルプランの達成状況等について総括的に評価した上で、次期フルプランの内容を検討していくことが必要であると考えており、</p> <p>2ページ1行目において、「水資源開発水系において引き続き水資源政策を進めていくためには、水需給の状況についての検証を踏まえた新たな計画の策定が必要となっている」</p> <p>旨を記述しているところです。</p>
15	ダム事業を進めるためにフルプランを作成しようとしているのではないかとの意見	<p>水資源開発水系では、予定した開発水量の確保がおおむね達成される見通しとなる一方で、近年、大規模災害等に対する水インフラの脆弱性など、新たなリスクや課題が顕在化しています。</p> <p>そのため、平成27年3月の答申「新たな水資源政策のあり方について」では、需要主導型の水資源開発の促進からリスク管理型の水の安定供給へ、水資源政策の進化を図るべきと提言したところです。</p> <p>これを踏まえ、今後、フルプランの抜本的な見直しを行い、水資源開発水系においてリスク管理型の水の安定供給の実現を目指していくことが必要と考えているものであり、ダム事業を進めるためにフルプランを作成するわけではありません。</p> <p>なお、水系全体で見れば水需給バランスがおおむね確保されている状況を踏まえ、</p> <p>8ページ26行目において、「新たなフルプランにおいても、新たな水資源開発を必要とする「定量的な供給目標量」を設定する意義は薄い」</p> <p>旨を記述しているところです。</p>

番号	答申案に対する意見	国土審議会水資源開発分科会としての見解・対応
16	大規模災害、水インフラの老朽化、危機的な渇水等の水供給に影響が大きいリスクに対応することはフルプランの役割ではないとの意見	<p>近年、水資源を巡り、大規模災害等に対する水インフラの脆弱性など、新たなリスクや課題が顕在化しています。そのため、平成27年3月の答申「新たな水資源政策のあり方について」では、需要主導型の水資源開発の促進からリスク管理型の水の安定供給へ、水資源政策の進化を図るべきと提言したところです。これらの状況を踏まえて、今後、フルプランの抜本的な見直しを行い、水資源開発水系においてリスク管理型の水の安定供給の実現を目指すことが必要と考えており、</p> <p>2ページ27行目において、「新たなフルプランは、水需給バランスの確保に加えて、地震等の大規模災害、水インフラの老朽化に伴う大規模な事故、危機的な渇水等発生頻度は低いものの水供給に影響の大きいリスクにも対応しなくてはいけない。」</p> <p>7ページ3行目において、「新たなフルプランでは、これまでのフルプランが水需給バランスの確保を目指してきたことに加えて、地震等の大規模災害、水インフラの老朽化に伴う大規模な事故、危機的な渇水等発生頻度は低いものの水供給に影響の大きいリスクに対しても最低限必要な水を確保することを新たな供給の目標にするべきである。」</p> <p>旨を記述しているところです。</p> <p>なお、水資源開発促進法は「…用水を必要とする地域に対する水の供給を確保するため、…(中略)… 河川の水系における水資源の総合的な開発及び利用の合理化の促進を図り、もって国民経済の成長と国民生活の向上に寄与すること」(同法第1条)を目的とし、水資源開発水系における水資源の総合的な開発及び利用の合理化の基本となるべき計画としてフルプランを策定することとしていることから、フルプランの見直しを通じてリスク管理型の水の安定供給を実現し、もって国民生活や社会経済活動の安全・安心を確保することは、水資源開発促進法に基づく要請であると考えます。</p>

番号	答申案に対する意見	国土審議会水資源開発分科会としての見解・対応
意見に対する見解(需要・供給)		
17	都市用水は減少しており、これからも減少するとの意見	<p>都市用水の増加はおおむね終息したと考えており、</p> <p>16ページ32行目において、「水道用水の有収水量は各水系とも増加が終息し、横ばいもしくは減少へ転じている。」 17ページ15行目において、「工業用水の使用水量は、各水系とも増加傾向が終息し、横ばいもしくは減少傾向に転じている。」</p> <p>旨を記述しています。</p> <p>また、水需要については、各用途別の状況を踏まえて適切に予測することが重要であると考えており、</p> <p>17ページ10行目において、「水道用水の需要予測にあたっては、節水機器の普及に加えて、高齢化、核家族化、単身化等の世帯構造や生活習慣の変化など、家庭用水原単位に関わる増減要因が生じていることを踏まえ、予測精度の向上に向けて推計手法を検討する必要がある」</p> <p>17ページ23行目において、「工業用水の需要予測にあたっては、工業出荷額と補給水量の連動性を業種別に分析し、工業出荷額をフレームとする考え方の妥当性を検証したうえで、予測精度の向上に向けた推計手法を検討する必要がある」</p>
18	水需要の予測は過大であるとの意見	<p>旨を記述しています。</p> <p>今後、これらの留意点に十分配慮しながら、各水系において需要予測が行われるものと考えています。</p>
19	新たなダム建設を行うために変動幅を考慮した需要予測を行うのではないかとの意見	<p>さらに、水の安定供給に向けたリスク管理の観点から、水の需給両面に存在する不確定要素を踏まえて水供給の安全度を総合的に点検することが重要であることから、水の需要については各種の変動要因によって生じうる変動幅を予め考慮して予測を行う必要があると考えており、</p> <p>8ページ11行目において、「現在は需要の増大がおおむね終息した状況となっているが、今後の需要と供給の見通しを巡っては、過去に経験のない不確定要素が存在している」</p> <p>8ページ13行目において、「水需要の見通しにおいては、人口減少社会の到来、世帯構造及び生活習慣の変化や節水機器の普及等による水使用量原単位の増減、グローバルな経済動向の変化など各種の不確定要素があり、予測には変動幅が生じ、予測期間が長期になるに従ってブレ幅は大きくなる」</p> <p>15ページ19行目において、「水の安定供給に向けたリスク管理のため、従来の「水需給バランスの確保」に加えて「渴水リスクへの対応」の視点からも検討を行うことが重要である。そのため、予め変動幅を考慮して需要予測を行うとともに、供給可能量については「10箇年第1位相当の渴水年」に加えて「既往最大級の渴水年」についても点検するなど、起こりえる渴水リスクを幅広に想定して水需給バランスを評価する必要がある」</p> <p>旨を記述しているところです。</p>

番号	答申案に対する意見	国土審議会水資源開発分科会としての見解・対応
20	確保すべき流量の設定方法など、供給可能量の計算には問題があるとの意見	<p>供給可能量の計算を含めて、水需給バランスについては、各水系の実情を踏まえて適切な方法で適時に評価を行い、フルプランの見直しに反映することが重要と考えており、</p> <p>9ページ3行目において、「需要と供給の両面に存在する不確定要素を考慮して需要量見込みと供給可能量を示し、水需給バランスを総合的に評価するとともに、水需給バランスについては定期的に点検を行い、対応策の見直しに反映する必要がある」、</p> <p>20ページ5行目において、「水の需要と供給を巡る変化が生じた場合には、フルプランの改訂に向けた検討が適時に行われることを期待する」</p> <p>旨を記述しているところです。</p>
21	暫定水利権には安定水利権と同様の取水実績がありダム開発は必要ないとの意見	<p>暫定水利権は、水需要が増大し緊急に取水することが社会的に要請されている場合には、必要な水源確保の措置を前提に、特例的に豊水条件などのもと許可がなされるものであり、あくまでも水源の確保が必要になると考えます。</p>
22	用途間の水の転用は不十分であるとの意見	<p>用途間の水の転用については、これまで取り組まれてきましたが、今後も地域の実情に応じて進めて行くことが重要と考えており、</p> <p>13ページ28行目において、「水資源の有効利用の観点から、これまで農業用水、工業用水等から水道用水等へ転用するなどの取組が行われてきたが、今後も、社会経済情勢の変化等によって用途毎の需給にアンバランスが生じた場合には、地域の実情に応じ、関係者相互の理解を得つつ、用途をまたがった水の転用を図っていくことが重要である」</p> <p>旨を記述しているところです。</p>
23	水源の種類の優先順位を示すべきであるとの意見	<p>水資源開発水系全体では需給バランスが確保されつつあるものの、地域別に見れば依然として渇水や不安定取水などが残っています。そのため新たなフルプランでは、水源の優先順位も含めて、地域の実情に即して安定的な水利用を可能にするための取組を進める必要があると考えており、</p>
24	人口が減少して過疎化が進む地域ほど水の地産地消が必要であり、市町村事業者の所有水源を確保すべきとの意見	<p>8ページ30行目において「水資源開発水系全体では水需給バランスが確保されつつあるものの、河川毎、個別の施設毎及び利水者毎に見た場合には水供給の安全度が一様ではなく、依然として渇水や不安定取水が残る状況を踏まえて、新たなフルプランでは、現行フルプランの供給目標である「地域の実情に即して安定的な水利用を可能にする」ための取組をより一層推進する必要がある」</p> <p>旨を記述しているところです。</p>

番号	答申案に対する意見	国土審議会水資源開発分科会としての見解・対応
意見に対する見解(地下水、雨水・再生水)		
25	地下水を保全しつつさらなる利用の促進を図るべきとの意見	<p>地下水については、過剰採取によって地盤沈下や塩水化が社会問題となった経緯も踏まえつつ、今後は、平常時の利用に加えて危機時における代替水源として活用を図るなど、地域の実情に即して持続可能な保全と利用を検討していく必要があると考えており、</p> <p>8ページ32行目において、「新たなフルプランでは、現行フルプランの供給目標である「地域の実情に即して安定的な水利用を可能にする」ための取組をより一層推進する必要がある」</p> <p>12ページ33行目において、「地震等の大規模災害、水インフラの老朽化に伴う大規模な事故、危機的な渇水等の危機時における代替水源として、地域の実情及び技術の進展に応じて、地下水及び雨水・再生水の利用の可能性を検討することが重要である」</p> <p>14ページ23行目において、「流域における地下水マネジメントの取組と整合を図りながら、過剰採取による地盤沈下等を防止しつつ、平常時の利用に加えて地震等の大規模災害、水インフラの老朽化に伴う大規模な事故、危機的な渇水等の危機時における代替水源として活用を図るなど、地域の実情を考慮した持続的な地下水の保全と利用について検討することが重要である」</p> <p>旨を記述しているところです。</p>
26	大規模災害等に備え、地下水を利用する既設専用水道の活用促進を図るとともに、抑制的影響を持つ規制をすべきではないとの意見	いただいたご意見については、今後、参考となる場合があると考えております。

番号	答申案に対する意見	国土審議会水資源開発分科会としての見解・対応
意見に対する見解(開発)		
27	都市用水は減少していくのだから計画中および建設中の水資源開発事業を中止すべきであるとの意見	<p>水資源開発水系全体では水需給バランスが確保されつつあるものの、河川毎、個別の施設毎及び利水者毎に見た場合には水供給の安全度が一様ではなく、依然として渇水や不安定取水などが残っています。そのため新たなフルプランでは、建設中の水資源開発事業を含めて、地域の実情に即して安定的な水の利用を可能にするための取組を進めることが重要と考えております。</p> <p>8ページ30行目において「水資源開発水系全体では水需給バランスが確保されつつあるものの、河川毎、個別の施設毎及び利水者毎に見た場合には水供給の安全度が一様ではなく、依然として渇水や不安定取水などが残る状況を踏まえて、新たなフルプランでは、現行フルプランの供給目標である「地域の実情に即して安定的な水利用を可能にする」ための取組をより一層推進する必要がある。」</p> <p>13ページ34行目において、「現行フルプランのもとで進められている水資源開発施設の建設については、地域における水需要の実情に応じて、利水目的毎の事業評価等の結果を踏まえて、次期フルプランのもとで着実に推進する必要がある。」旨を記述しているところです。</p>
28	川の自然を取り戻すため、ダム及び堰の撤去やゲート開放などを進めるべきとの意見	<p>ダムや河口堰は治水機能の向上や利水補給等を行うために重要な施設ですが、水利用の過程においては、流域を俯瞰した総合的な対応を行い、健全な水循環の維持又は回復に資することが重要と考えております。</p> <p>19ページ14行目において、「水環境を構成する水量、水質、水生生物等及び水辺地は相互に深く関連し、相互に影響を与えるとの認識のもと、流域全体を視野に入れ、水利用の過程で水環境・生態系の保全・再生に一層配慮した取組を推進することが重要である。」</p> <p>旨を記述しているところです。</p> <p>また、施設の更新整備にあたっては、その施設の重要性等に鑑みながら検討を行うことが重要であることから、14ページ3行目を下記のとおり、修正・追記しました。</p> <p>・「水の有効活用を図るため、施設のストック効果に関する情報発信に努めるとともに、<u>施設の重要性、経済効率性等の地域の実情を鑑みながら</u>、既存施設の適切な維持管理や長寿命化対策等を計画的に推進し、水供給施設が良好に機能する状態を保つち、必要な水を安定的に供給する必要がある。」</p>

番号	答申案に対する意見	国土審議会水資源開発分科会としての見解・対応
意見に対する見解(渴水)		
29	平成28年の利根川水系における渴水は、従来の放流ルールを変えなかったことにも原因があり、また渴水による被害は発生していないとの意見	<p>平成28年の利根川水系の渴水は、記録的な少雪、暖冬傾向による例年より1ヶ月も早い消雪及び、5月から7月にかけての少雨による複数の気象要因が重なり、河川流量が減少して発生したものと考えています。利根川水系においては、複数のダム等の運用に当たり、気象や河川の流況、施設立地等の様々な特性に配慮した上で、水系一貫の統合管理を行っているところであり、今後とも適切な運用に努めていく必要があると考えています。</p> <p>また、利根川水系では平成28年6月から9月にかけて10%の取水制限を行いましたが、公園の池への給水停止などが行われ、農業用水では施設管理者への節水の呼びかけなど、水管理の徹底に努めるとともに、番水(水田の区域を分けて順番に水を供給すること)や反復利用も行われたと聞いています。</p>
30	積雪量の減少等によって計画した開発水量を十分に放流できないのであれば、放流ルールを見直すべきであるとの意見	<p>12ページ26行目において、「危機時においては、需要と供給に関わる各関係者がそれぞれの役割に応じて柔軟な対応を行う必要がある。」</p> <p>同28行目において、「深刻な渴水が発生した際に、取水制限等の需要側の対策とともに、ダムの用途外の容量の活用といった供給側における柔軟な対策を実施することにより、渴水に対して長く持ち堪えた事例がある」</p> <p>等と記述しているとおり、ダム等の施設は、水系の特性を踏まえ様々な変化にも対応できるよう気象や流況の監視を行いつつ運用しているところであり、今後とも利水機能を十分に発揮する運用を継続する必要があると考えます</p>
31	取水制限は、給水が制限されていないため、渴水被害ではないとの意見	<p>取水制限に伴って、水利用者が自主的に水利用を制限することなどにより、市民生活などへの影響はあると考えています。</p> <p>利根川水系では平成28年6月から9月にかけて10%の取水制限を行いましたが、公園の池への給水停止などが行われ、農業用水では施設管理者への節水の呼びかけなど、水管理の徹底に努めるとともに、番水(水田の区域を分けて順番に水を供給すること)や反復利用も行われたと聞いています。</p>

番号	答申案に対する意見	国土審議会水資源開発分科会としての見解・対応
意見に対する見解(リスク対策)		
32	発生頻度は低いものの水供給に影響の大きいリスクとして、火山噴火やテロ等も考慮する必要があるとの意見	<p>新たなフルプランでは、火山噴火やテロ等も含めて、水供給を巡るリスクに対応することが重要と考えており、2ページ27行目において「新たなフルプランは、水需給バランスの確保に加えて、地震等の大規模災害、水インフラの老朽化に伴う大規模な事故、危機的な渇水等発生頻度は低いものの水供給に影響に大きいリスクにも対応しなくてはいけない。」</p> <p>7ページ3行目において「新たなフルプランでは、これまでのフルプランが水需給バランスの確保を目指してきたことに加えて、地震等の大規模災害、水インフラの老朽化に伴う大規模な事故、危機的な渇水等発生頻度は低いものの水供給に影響の大きいリスクに対しても最低限必要な水を確保することを新たな供給の目標にするべきである。」</p> <p>旨を記述しているところです。</p>
33	老朽化施設の更新について、補助制度の拡充を行い、対策を加速すべきであるとの意見	いただいたご意見については、今後、参考となる場合があると考えております。
意見に対する見解(環境)		
34	大規模ダムによる水力発電は、生物多様性の毀損、メタンガスの発生など環境負荷が大きいとの意見	いただいたご意見については、今後、参考となる場合があると考えております。